

よくあるご質問 Q&A

Q 「地域の实情に応じて、複数回実施すること」となっているが、実施回数が2回でも対象なのか？
A 2回以上であれば、対象になります。 夏休み等の長期休暇期間に集中的に実施することも可能です。

Q 一部の市町では、子ども食堂等に対する補助メニューがあるが、併用可能か？
A 同一経費に対する併用は不可です。（県・国・市町・その他補助金） ただし、経費が重複していない場合、併用して申請することが可能です。 例えば、県には食材費を申請、〇〇町でそれ以外の経費（例：備品購入費や改修費）とすることは可能です。また、同じ経費区分の中であっても、県には上半期実施分の食材費、〇〇町で下半期実施分の食材費として申請も可能です。

Q 実績報告の提出が事業完了後15日以内または2月末までとなっているが、3月に実施した分の経費は対象外か？
A 対象外になります。

Q 新規団体の「新規」の定義とは？
A 令和5年度から事業を開始した団体を指します。したがって、令和5年3月以前より実施していた場合、対象外になります。

Q 事業計画を大きく下回る実績だった場合（諸事情で思ったより実施できなかった等）、補助金はどうなるか？
A 返還が必要になります。 ただし、実績報告前に支払われるのは、交付決定額の5割のため、その額を下回る場合に、返還が必要になります。

Q 申請書の受付期間に定めはあるのか？
A 受付開始のご案内以降であれば、申請はいつでも可能です。 ただし、予算に限りがあるため、申請多数で予算に達した際には、受付を終了させていただきます。

Q 申請は一度きりしかできないのか？
A 原則、1団体1回限りです。（新規団体のみのため） ただし、既存団体でも子ども食堂が現状ない地域で実施する場合、対象となることがありますので、ご相談ください。

Q 改修費や家電等の備品購入費のみの申請は可能か？
A 上記費用のみの申請は不可になります。また、改修費は軽微なものに限ります。 なお、改修が必要な理由やリース・レンタルではなく家電等を購入する理由を、申請時に明らかにしていただく必要があります。（活動計画と照らし、県で都度判断することになります）

Q 子ども食堂をしたいが、コロナの影響もあり、宅食を始める予定である。対象になるか？
A 原則、子どもの居場所となる子ども食堂が対象ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で、やむを得ず宅食の方法をとる場合は、ご相談ください。

Q 交付申請以前に実施した分の経費でも、今年度実施分であれば対象になるか？
A 対象外になります。交付対象補助額は、交付決定後に発生した経費を指します。

Q 申請書に団体名を記載することになっているが、法人格を有していなくても申請可能か？
A 申請可能です。団体には、法人格の有無や種類は問いません。 なお、営利目的の団体及び政治的活動や宗教的活動を主たる目的とする団体、暴力団関係団体は対象外です。

Q 公民館等の開催場所を無償（または低価）で提供してもらう補助を受けたい場合、どうすればいいか？
A 各市役所・町役場にてお問い合わせをお願いします。当該補助金の申請の際には、各市町の担当課で確認を受ける必要がありますので、その際に各市町で実施している補助メニューもご確認ください。